

二十七 第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係</u></p> <p><u>(特定再開発建築物等の範囲)</u></p> <p><u>47の2 - 1 措置法第47条の2第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定再開発建築物等(以下「特定再開発建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定再開発建築物等に該当する建物附属設備の範囲)</u></p> <p><u>47の2 - 2 措置法第47条の2第3項に規定する建物附属設備は、その特定再開発建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。</u></p> <p><u>(併せて設置されるものの意義)</u></p> <p><u>47の2 - 3 措置法第47条の2第3項の規定により特定再開発建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき建物及びその附属設備又は構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該建物及びその附属設備又は構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>





改 正 後	改 正 前
<p>(注) <u>例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第7条に規定する認定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第29条の5第4項に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第47条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(建築物の一部が認定建築物である場合の取扱い)</u></p> <p><u>47の2 - 9 一の建物が措置法第47条の2第3項第4号に規定する認定建築物(以下「認定建築物」という。)に該当する部分と認定建築物以外の部分から成っている場合には、当該認定建築物に該当する部分についてのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(用途変更等があった場合の適用)</u></p> <p><u>47の2 - 10 措置法第47条の2第1項の規定の適用を受けた建築物につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物が同条第3項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 用途変更等があったことにより同条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。</u></p> <p><u>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)</u></p> <p><u>47の2 - 11 措置法令第29条の5第5項第1号に規定する沿道整備道路(以下「沿道整備道路」という。)に面する遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さを判定する場合において、同号に規定する建築物が沿道整備道路と平行</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に建設されていないときには、当該建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道路に面する長さにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>(空隙の意義)</u></p> <p><u>47の2 - 12 措置法規則第20条の21第6項に規定する「空隙」とは、例えば、建築物の1階部分が支柱のみで2階以上の部分が部屋となっている建築物の1階部分のように、沿道整備道路と建築物の背後地の間が常時遮へいされていない部分をいう。</u></p> <p><u>(路面の中心からの高さ)</u></p> <p><u>47の2 - 13 措置法規則第20条の21第6項に規定する沿道整備道路の路面の中心からの外壁の高さが6メートル以上であるかどうかは、措置法令第29条の5第5項に規定する沿道地区整備計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直投影の各部分の高さが沿道整備道路の路面の中心から6メートル以上であるかどうかにより判定するものとする。</u></p> <p><u>(開放された空地の意義)</u></p> <p><u>47の2 - 14 措置法令第29条の5第5項第4号に規定する「日常一般に開放された空地」とは、例えば、公園、緑地、広場等日常一般に地域住民に開放されている土地をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(床面積等の意義)</u></p> <p><u>47の2 - 15 措置法令第29条の5第3項及び第4項に規定する床面積並びに同条第5項第2号に規定する建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積及び同項第2号に規定する建築面積によるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、措置法規則第20条の21第1項第1号から第5号までに掲げる方式による駐車装置を用いる駐車場につき、床として認識することが困難な形状の部分に係る床面積については、自動車1台につき15㎡とみなして建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積を計算するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>